

第1回世田谷区子どもの権利委員会議事録

▽日 時

令和7年9月2日（火）午後6：00～

▽場 所

北沢タウンホール12階スカイサロン

▽出席委員

森田委員長、佐藤副委員長、高石委員、中委員、安藤委員、渡部委員、有本委員、遠藤委員、近藤委員

▽事務局

松本子ども・若者部長、寺西子ども・若者支援課長

▽資 料

- ・資料1 第1期世田谷区子どもの権利委員会委員一覧
- ・資料2 世田谷区子どもの権利委員会条例及び同施行規則
- ・資料3 世田谷区子どもの権利委員会の設置について
- ・資料4 議題共有会議及び部会の設置について
- ・資料5 世田谷区における子どもの権利の具体化と子ども・若者参加
- ・参考資料 世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）（概要版）
年齢別子ども・若者施策一覧

▽議事

寺西課長

それでは、お待たせいたしました。定刻になりましたので、第1回子どもの権利委員会を開会いたします。本日はお忙しい中、また大変お暑い中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。委員長選出までの間、進行を務めさせていただきます子ども・若者支援課長の寺西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

松本部長

また、本日同席をしております子ども・若者部長の松本でございます。

寺西課長

松本です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の協議会は、記録作成のために速記者が出席をしております。また、録音をさせていただきます。御理解いただければと思います。

出欠の状況でございますが、本日は全員参加でございまして、2分の1以上の定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立をしているということでございます。

資料ですけれども、各委員の皆様の机の上に次第以下、資料1から5まで、それからその他参考資料としまして子ども・若者総合計画（第3期）（概要版）及び年齢別子ども・若者施策一覧を配付しております。過不足等ありましたら、事務局のほうにお申し付けいただければと思います。

それでは、次第上は区長挨拶となるんですけれども、ちょっと到着が遅れておりますので、次第の3の委員の紹介のほうから先に進めさせていただきます。

本日は第1回目の会議となりますので、私の左からで恐縮なんですけれども、高石委員より順番に、自己紹介という形で、お1人ずつ御所属、お名前をお願いできればと思います。区民委員の皆様、若者委員の皆様におかれましては、委員を希望された理由もぜひ一言で構いませんので、お願いできればと思います。

それでは、高石委員からお願いいたします。

【自己紹介】

寺西課長

委員の皆様、ありがとうございます。これからの約2年間、このメンバーで議論していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、保坂区長が到着しましたので開会に当たりまして御挨拶をさせていただきます。保坂区長、よろしくお願いいたします。

保坂区長

皆さん、こんばんは。開会に数分遅れてしまいまして申し訳ありません。これから2年間、本当に大切な子どもの権利条例という条例をつくった世田谷区として、子どもの権利委員会ということでしっかり議論をしていただきたい。また、その内容に大いに期待をしたいと思います。

少し自己紹介にもなりますが、今、もちろん区長として仕事をしていますが、20代の後半ぐらいから十数年にわたって教育ジャーナリストという形で、例えばいじめの事件がある、あるいは少し前だと、学校の中での校内暴力という事態があった。あるいは体罰問題が起きました。学校で起きていることが社会的に非常に大きく騒がれた。特にいじめで追い詰められて中学生が亡くなった事件など、大変大きな深刻な問題ということで、テレビ、新聞等が報じた。この課題は今も全然なくなっていないわけですが、そういうときに現場に行って、子どもたちの声を聴く。ある意味で、新聞やテレビが大人の話ばかりで構成されているのに対して、そのクラスの、その学校の子どもたちが事件やこの事態をどう捉えているのかということを取材してレポートする。兵庫県の高校で学校の始業チャイムとともに鉄の校門が閉まって、今では考えられないのですけれども、高校生が門と門扉に挟まれて圧死したという事件がありました。そのときにも、犠牲になった石田僚子さんの前を歩いていた女の子、男の子にたどり着いて、このタイミングで門は閉まったというような証言を取って、当時の「ニュースステーション」という報道番組でそのまま流れたということもありました。

そういったことをずっとやっていくうちに、子どもたちの現場で起こる悲劇、人権侵害、あってはならない事態を伝えて、こんなに大変だ、これだけ深刻だということを報道しても、なかなか変わっていかないということで、私自身の活動の場は政治の場に移っていくのですが、実はその教育ジャーナリストのときに、日本は少し時間をかけて、諸外国より遅れたのですが、国連子どもの権利条約を批准するために国会の審議がありました。衆議院外務委員会、本来は子どもの代表が発言するべきなんですね。ただ、国会で子どもが発言した例があまりなかったということで、子どもたちが今どうなっているのかということ、ジャーナリストとして子どもに代わってお話をするということを経験しています。

そのときに私がしたかったのは、子どもたちの声が世田谷区にあった事務所に留守番電話を使っていじめの深刻な事態とか、校則のこととかいろいろ訴えている子どもたちの声を、6人か7人、編集したカセットテープがあった。全部聞くと5分くらいで、これをぜひ聞いてほしいと。しかし、規則があって、国会ではテープを流せないんですということで、

仕方がないので、そのことはこういう内容ですよというのを言ったのと同時に、最後にその委員会を運営する理事と言われるのですが、理事にこのテープを聞いてもらうというようなことを経験したこともございます。

その後、国会議員として足かけ15年にわたって子どもに関わる例えば児童虐待防止法という法律も、最初のゼロから組み立てて立ち上げていくような仕事もしてきました。今は有名なチャイルドラインが日本にまだ全然知られていなかった頃、イギリスのチャイルドラインを世田谷区でボランティア活動のまとめ役だった牟田悌三さんらとともにイギリスに行って、こんな仕組みで運営しているというのを勉強して、また、文部科学省から招聘してもらって、そのチャイルドラインを日本の国会議員や文部科学省、教育関係者に知ってもらうというようなことをやったのがきっかけで、今日本に民間団体としてチャイルドラインがあったりもします。そういう意味では、この子どもの権利というテーマは、私自身の活動の中でも原点の中の原点みたいなところにありますので、皆さんが、特に中学生や高校生の立場で議論にちゃんと入っているということは非常に素晴らしいことだとも思います。公募委員の皆さんも含めて、先生方と共にしっかり議論をしていただいて、遠慮ない、この2年間の中でも、ここはこう変えたらいいのではないかという提案があれば、区のほうにぜひ教えていただきたいと思います。

残念ながら、30年ぐらい前に学校で起きていた様々な事件が改善された、よくなったということではなくて、当時はインターネットはなかったですから、学校から出せば学校の外があったわけですが、今はLINEだとかSNSで、24時間、学校での人間関係があって、結構苦しい子どもたちが多いということを様々な声から知ることができます。そういう意味で、今の時代に必要な人権を守るということを、どうつくり上げられるのかということを、皆さんと一緒に力を合わせていけたらと思っています。

こういう原点中の原点ということで、予定の5倍ぐらいの時間の挨拶になりましたけれども、お許しください。どうもよろしくお願いします。

寺西課長

保坂区長、どうもありがとうございました。区長はこの後、公務のため、ここで退席をさせていただきます。

〔 区長退席 〕

寺西課長

それでは、続きまして委員長、副委員長の選任を行います。

資料2 世田谷区子どもの権利委員会条例を御覧ください。第5条になりますけれども、こちらに、委員長は委員の互選により定める旨の規定

がございます。どなたか委員長に立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

特に立候補はいらっしゃらないということかと思いますが、事務局といたしましては、昨年度まで子ども・青少年協議会で会長を務めていただき、現在、他の自治体の子どもの権利委員会でも会長を務めていらっしゃる東洋大学名誉教授の森田明美委員にお引き受けいただきたく御推薦をさせていただきたく存じますが、いかがでしょうか。

〔拍手〕

寺西課長 ありがとうございます。それでは森田明美委員長より御挨拶をお願いいたします。

森田委員長 ここに至るまでに本当に長い期間かかったなと思いながら、今、区長のお話を聞いていました。あの頃、みんな若かったです。区長も若かったし、私も若かったです。子どもの権利の具体化は子どもたちの参加から始まるということをずっと思いながらも、参加というのを、鶏が先か卵が先かの話と同じで、どこから手をつければ参加ということが可能になってくるかということがなかなかできなかったです。市民参加も難しかったです。後でちょっと私、お話をさせていただく時間を取らせていただいたのですが、その資料を作っているときには長かったなと思いました。今、区長もおっしゃっていましたが、できなかったと言って終わりにするわけにはいきません。何らかの形できちんと具体化していく、子どもの権利を具体化していくという実態をつくり上げなければいけません。そういう意味で、この世田谷区の中で本格的な評価・検証を子どもの権利という視点で具体化するには一体どうすればいいのかということを挑戦的にやってみたいというのが私の思いです。なので、本当に手探りでこの評価委員会、評価・検証はつくってまいりました。ですから、これはちょっとまずいとか、あるいは、ここはこんなふうにしたらもっとよくなるのにとと思われるようなことがいっぱいあるのではないかなと思うのですが、みんなでつくり上げていきたいと思います。その中にきちんと子どもや若者たちが参加しているという議論をしていきたいので、少数精鋭の配置にしています。これは区の委員会としては画期的に少ないです。今まで子ども・子育て会議などに参加してこられた方はよくお分かりだと思うのですが、青少協もそうですが、だ一っと大きなところに人がいっぱいいます。それに対して、この子どもの権利委員会は少数精鋭でいくということを決めて、つまりそれは何かといえば、きちんと議論をしていくということを前提にしているということですので、どうぞよろしくお願いします。

寺西課長

森田委員長

寺西課長

寺西課長

佐藤副委員長

ます。

寺西課長

ありがとうございました。

それでは、以上で委員長、副委員長の選任を終わります。

それでは、委員長、副委員長にはお席を移動していただき、これからの進行につきましては、森田委員長、よろしくお願いいたします。

森田委員長

それでは、第1回ですが、会議を始めたいと思います。

第1回を迎えました。さっきちょっと話していましたが、今回初めて中学生と高校生を正規委員として招聘することができて、どういうふうな運営の仕方をしたらいいのか考えなければなりません。私はよく言うのですが、簡単な言葉で言うということを私たちもしなければならぬ。あるいは、分かりやすい日本語を使うということも意図しなければならない。と同時に省略してはいけない。大事なことはきちんと伝えなければならぬ。だけど、子どもであるということで、例えば学校の授業時間だって校種で違いますよね。よく言うのですが、就学前は20分から始まって、小学校は40分か45分。大学生になると90分です。だから、これはある程度長時間、私たちは座っていることができたり、あるいは考え続けることができたりするということの人間としての成長の過程だと思います。だから、よく言うのですが、きちんと保護されることと、そしてきちんと権利が保障されていくということを両立させなければならぬことです。子ども期の人たちがここに参加するということはとても大事なことです。疲れたら疲れたと言ってください。ちょっと時間としては長いので、よろしくお願いします。

ということで、できる限り早く進めようと思ったのですが、なかなかみんな長くてすみません。ちょっと時間がかかっていますが、急ぎたいと思います。

まず、一番大事なことです。子どもの権利委員会とはどういうものなのかということ。皆さん立候補してくださっているのですが、ここを組織としての名前は分かっていたのですが、私たちもみんなですごく議論したんです。これ、実は条例をつくるときにも議論したし、条例をつくった後、準備会という形で、先ほど佐藤先生がおっしゃってくださったのですが、4月から毎回3時間びっちり議論して、そして、具体的にはその前後で私はまたさらに議論して、何時間議論したんだろうというぐらいいろいろな議論をしました。それでつくった子どもの権利委員会です。枠組みと、そして具体的な内容をもう少し説明しなければいけないのですが、全部理解してスタートすることはできませんので、まずは、設置はどんな枠組みになっているのかということを事務局から説明す

寺西課長

るようにお願いしましたので、すみません。まずここを聞いてください。

それでは、資料3を御覧ください。私から世田谷区子どもの権利委員会の設置について、簡単ではあるんですけども、御説明をさせていただきます。

まず1ページ目をめくっていただきまして、子どもの権利条例の改正経過についてという経緯のほうから御説明いたします。もしかしたら、まだ聞き慣れない方もいらっしゃるかもしれませんが、いわゆる自治体のルールになります。国でいう法律のようなものの自治体版とお考えいただければと思います。区議会の議決により制定される自治体のルールということになります。こちらが、もともと平成13年12月10日に、23区で初めての子ども条例というものが制定をされまして、平成14年4月から施行されています。こちらは、その下に記載がありますとおり、子どもに関する施策を推進するために、子どもが育つことについて基本的事項を定め、子どもに関する施策を総合的、計画的に実施し、子どもが健やかに育つことができるまちづくりを進めることを目的に制定をした子ども条例がもともとございました。こちらが記載の何回か改正を経まして、今年の令和7年4月1日から新たに「子どもの権利条例」と名称も変わりまして改正をされたということになっております。

続いて、3ページ目を御覧ください。世田谷区小学生・中学生アンケートの結果でございます。これは令和5年10月に実施したものです。いろいろ項目はあるんですけども、例えば①「どんな理由でも差別されない」という質問に対して、低学年、高学年、中学生ということで、自己肯定感の高い低いと、「どんな理由でも差別されない」に「はい」と答える方の相関関係が見られたり、それから、2番、3番、4番、6番、7番は「年齢があがるごとに減」と書いてあるのですけども、子どもが成長していくほどネガティブな回答の数値が高くなる傾向が見られたということがございます。例えば②番の「自分にとって一番よいことは何か、大人と一緒に考えてもらえる」というのが、低学年から中学生になるにつれてどんどん数値が低くなっていくということで、子どもの成長過程に伴って、こういった数値がネガティブなほうになってしまうということが見られております。

続いて、4ページ目を御覧ください。先ほどの子ども条例を子どもの権利条例に改正するきっかけでございます。先ほど来話が出ている子ども・子育て会議という区のほうで子ども施策、子育て施策を議論している会議体があるのんですけども、こちらの報告書で『『子どもの権利』を条例に明示する必要がある』という提言をいただきました。その背景と

しまして、先ほどのアンケートとか、様々子どもから意見を聴きますと、その下になりますけれども、「子ども自身が、遊んだり、学んだり、のんびり過ごしたり、話をしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないくらい忙しい状況に置かれ、子どもの権利が行使できなかつたり、保障されなかつたりする実態が明らかになった」といった背景がございます。こういうことを踏まえて、区は、子どもの権利を条例に明確に定義をして、区を含めた地域社会の責任として捉え直す必要がある。必ずしも家庭だけの原因ではなくて、地域社会全体の責任として捉え直す必要があるということで、「子どもの権利が当たり前に保障されるまち」を区の文化として築いていくということを目指しまして、子どもの権利条例に改正をしたということがございます。

続きまして、5 ページ目を御覧ください。子どもの権利条例のポイントです。まず1 つ目として、子どもの権利を具体的にどういう権利ということを明記して、さらに子どもの皆さんの思いを込めたということがございます。

具体的に今日お配りしていますカラフルな概要版の42ページを御覧いただきたいのですが、こちらに子どもの権利条例の全文が載っております。まず最初に、(子どもの意見表明) というところから始まります。1 番、子どもの思いというところと、少し下に行って、2. 大人へのメッセージがございます。こちらが去年、子ども条例検討プロジェクトという条例改正の検討プロジェクトがありまして、そこに30名強ぐらい子どもたちに集まっていただいて、どういう思いをこの条例に込めていきたいかということを議論していただきました。それを学識経験者の方の力も借りながらまとめていったのが、この(子どもの意見表明) というところに書いてあるものになります。

それから、1 枚めくっていただいて43ページのほうに、第2章 子どもの権利というのが左側の真ん中の辺りにございます。こちらに、まず第4条(基本となる権利) というのは、国連で子どもの権利条約がありまして、その基本的な4つの権利を掲げているのですが、次の第5条から第9条まで、こちらは様々な権利が載っておりまして、これも先ほど申し上げた条例の検討プロジェクトで、こういう権利が大事なのではないかといったことを子どもたちと議論しながら権利を定めていったということがあります。

例えば第6条の(3)で、「思い切り遊び、自分にとって楽しいことをす

る権利」とか、(5)では、「心や身体が疲れた時に休息することができる権利」、いわゆる休む権利も必要だというような話もありました。

それから、特徴的なところだと第8条で(3)に「様々なことに挑戦して失敗できる権利」というのも定めています。子どもたちは本来、失敗から学んでいくのが多いと思うんですけども、なかなか今、失敗も許されないような緊張感の中で過ごしている子たちもたくさんいるんだなということもうかがえるかと思います。こういった権利、それから子どもの思いを込めたというのが、この条例のポイントの一つとなっています。

それから、先ほどのスライドのほうに戻りまして、②ですけれども、子どもの権利の保障状況を第三者機関が評価・検証することを規定した。ここが2つ目のポイントとなっています。こちらがまさに今日からスタートした子どもの権利委員会のことになります。こちらは、区が実施する施策等において、子どもの権利が適切に保障されているかを評価・検証する第三者機関となります。伴って子どもの権利委員会条例を制定したということになります。

続いて、6ページ目を御覧ください。子どもの権利委員会条例の抜粋でございます。簡単に、まず職務がどういったことが定められているかですけれども、(1)のところで、「区長の要請を受け、又は自ら判断して、子どもの権利保障の状況について調査し、及び評価検証すること。」、(2)で「前号の調査及び評価検証の結果を区長及び教育委員会に報告し、制度の改善等を提言すること。」と定められております。また、次の提言の尊重というところで、第12条になりますけれども、「区長及び教育委員会は、権利委員会から提言を受けたときは、これを尊重し、適切に対応しなければならない。」、それから「区長及び教育委員会は、前項の規定により対応した場合は、その結果を公表しなければならない。」ということも条例にきちんと定めております。

続いて、7ページ目になります。後ほど議題に出てきますけれども、第8条「権利委員会は、専門的事項を調査し、及び評価検証するため、部会を置くことができる。」としております。それから、第9条のほうです。「権利委員会は、公開」といたします。「ただし、権利委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。」と定めています。また、意見聴取というところで、第10条になりますけれども、「必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。」それから、守秘義務もございます。委員の皆様、臨時で呼び出す委員、それから、いろいろこの調査

に関わっていただく調査員の方は、「職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」となっておりますので、この点はよろしくお願いさせていただければと思います。

それでは、最後の８ページ目になります。子どもの権利委員会の体制になります。絵の左側に(1)定例会の開催、(2)ヒアリング調査、(3)政策提言集の作成と書いております。これが主な活動になります。

まず、定例会の開催。今日が第１回目になりますけれども、年３から４回程度開催を予定しています。具体的には、①調査テーマ、この権利委員会で何を調査するかという調査テーマの決定と、並行して②ヒアリング調査なども行って、その結果に基づく評価・検証、③区に対して提言していく政策提言書の作成等について議論をしていきます。それから(2)ヒアリング調査ということで、テーマに沿って必要な調査を行っていく。こちらは部会を設けてやっていくということを考えております。それから(3)で、最終的に政策提言書として区に出していく。こちらが２年に１回のサイクルで考えているということになります。下のほうに部長会というのが矢印の先にあるんですけども、こちらは区長も出席している区の部長級の職員で構成している会議体になりまして、こちらに政策提言書を出して、ここが提言があったので改善をお願いしますと検討の依頼もしていくという仕組みとなっております。

また、真ん中に課題共有会議というものがございます。こちらも後ほど議題で出させていただきますけれども、子どもの権利等々に関係しています右にありますせたホッとは、子どもの権利の擁護機関になるんですけども、こちら、それから児童福祉審議会、子ども・若者・子育て会議というそれぞれ子どもの権利などに関わっている会議の代表の方に集まっていたいて、子どもの権利をめぐる様々な課題についての課題の共有をしていただく会議も年２回程度想定をしております。また、下のほうに書いてありますユースカウンスル、児童館、青少年交流センター等々からも子どもの意見等を出していただいて、その意見も聴きながら進めていきたいと思っております。

簡単ですけれども、御説明は以上でございます。

森田委員長

ありがとうございます。ものすごくいろんな議論をしてきたことを今思い出したんですね。いろいろな質問が多分皆さんの中であると思うのですが、まず幾つか私たちが補足する前に、皆さんの中から、今、事務局の話を聞いて、自分が今からやろうとしている子どもの権利委員会というのがどういう位置で、何を今からしようとしているのかというようなことで、今少し分かったら分かったでいいし、分からなかったら、

この部分がちょっと分からなかったなとかということで質問を出してくれませんか。いいですか。何も分からなかったというのでは困る。何が分かって、何が分からなかったかということぐらい話していただけるといいのですが、どうですか。

委員

いろいろな政策とか計画とか、そういったところの評価をしていくということ、執行機関に対して評価機関という位置づけだというのは理解をしていたのですが、その粒度というんですか、例えばせたホッとでも子どもの権利を守る機関であってというのはあると思うのですが、そこでやっていることとは明らかに違うと思っているのですが、自分の中でも各いろいろな機関での区分けがまだ完全にできていなくて、ほかの機関でもやっていることを評価するとか、それぞれの部分の要素はあると思うので、その整理ができるといいなと思いました。

森田委員長

完全にできているかというのと、そうでもないもので、やりながらというところもあると思うのですが、今の段階ではどうかということについては、事務局としてはどうかということと、先ほど第三者機関ということをお願いするように、ここの委員会としての第三者性がありますので、こことしてはどう考えるかということは、これから議論していくことでもあるので、事務局としてはどう考えているかということについてだけ答えてもらうのでいいですか。

寺西課長

今お話しもありましたが、例えばせたホットに関しては、まさに子どもの権利擁護機関ではあるんですけども、こちらはどちらかというところ個人の相談を受けて個別救済をするというのがせたホットの特徴になっております。一方で、子どもの権利委員会は、必ずしも個人というわけではなくて、区の施策、いろいろな取組の中で、制度として子どもの権利がきちんと保障した形になっているかをチェックしていくというところで、個別救済ではなく制度を点検していくというところが違いとなっております。以上です。

委員

ありがとうございます。

森田委員長

よろしいですか。今、課長がお話しになったことの中で、実はせたホットの中にも個別救済等で持ち込まれたことを基にしながら政策に対する提言を出す権限も持っているんですよね。だから、あくまでもそれは個別救済のところではなくたくさん出てきたことを踏まえてというふうに考えていただいたらいいかなと思います。そこは第三者性ということなんですけど、先ほどちょうど私も皆さんに、大学の教員はこういうことをすぐチェックよと思うんだけど、6ページの職務のところ、第2条

の1項で、ここはとっても大事なんですよ。「区長の要請を受け」というのと、「又は自ら判断して」とある。ここが第三者性の非常に重要なところなので、要するに、区長はああ言っているけれども、あるいは区長はこういうふうな要請を出しているけれども、私たちはこう考える、あるいはここを考えなければいけないみたいなことが第三者性というところでいいかなと思うんです。

また、これもぜひ何度も何度もみんなで議論していかなければいけないと思うので、これぐらいにしておいて、ここはとっても大事なところですので、後でまた議論しましょう。

ということで、ほかにはどうですか。

委員

私は若者委員の体制として分からないところがあって質問させていただきます。まず、子どもの権利委員会で大学生世代と中学生、高校生の3人がいて、ヒアリング調査など同行させていただくというのをやると思うのですが、今年度から子ども・若者が参加しているユースカウンスルというプロジェクトがスタートしていて、ここでも提起した課題や区の見線、若者目線で議論していく提言を行うというのが類似していると思っています。連携をしていくというところで、最終的にこの子どもの権利委員会のほうで、若者が3人いるのですけれども、政策提言の最終的な方向性はこちらの委員でしっかり議論して提出するという形になるのでしょうか。

寺西課長

では、お答えします。まず、単純に年齢のことだけで言うと、ユースカウンスルは24歳までで、子どもの権利委員会のほうは29歳までの若者の方に参加いただいているのですが、ユースカウンスルに関しては評価機関ということではなくて、若者たちが自分たちで区政についていろいろ調べながら、新しい施策としてこういうのが必要なのではないかと、そういった提言をしていくということになろうかと思います。一方で子どもの権利委員会は、基本的には既存の区の制度、仕組みの中で子どもの権利が保障されているかどうかというところを評価・検証していく機関になるので、そういった形での改善を要請していくのですか、政策提言を行うのが子どもの権利委員会というところが違いがございいます。

森田委員長

ユースカウンスルで活動をしていらして今日出てきた。そこで思ったことがありますよね。どうですか、ちょっと一言。

委員

まだ私は2回しか参加していないのですけれども、ユースカウンスルの中で、同じ若者が生活していく中でもややもやしていることとか何か違和感を覚えていることを話していく中で、最終的に政策として提言し

て、若者目線の、若者が当事者として変えたいことを伝えられたらいいなというのは、多分ユースカOUNシルのメンバーみんな思っていることだと思います。

森田委員長

そんな活動をしているのですが、ユースカOUNシルの活動自体として、実はこれも今年初めてですね。ちょうど子ども・青少年協議会のメンバーで参加をしてくれていたんで、このユースカOUNシルをつくるということ自体はよく知っていたんですね。そういう意味で、それと子どもの権利委員会がどんな関係にあるんだろうということは、とても気になったということなんだろうと思います。

近藤さんは生徒会サミットのところからいらしたんですけども、生徒会サミットでやってきている活動と、具体的には今日ここでやっていることは、生徒会サミットでやってきていることと、近藤さんが個人としていろいろ感じていらっしゃることは、あくまでも個人としての参加だよねという話。これも実は私たちは随分やったんですよ。例えば有本さんはユースカOUNシルの代表ではないよね。やっぱりこれは個人として、そこから選出はされているけれども、そこで議論をしている力を持って、具体的には個々の委員として参加してほしいよね。個人としての意見で全然構いませんという、そのところまでは私たちは議論してきているのですが、このあたりはどうですか。あなたの中学生として御意見が聞きたいということですが。

委員

私が今回、生徒会サミットに7月に参加したのですけれども、そのときにグループごとに分かれているんですけども、私たちの班は「居心地のよい学校づくり」について議論して、その中で、私たちが学校について、私たちの意見というか権利とかを主張していきたいというのについて結構話したことがあって、その中で、学校だけではなくて、学校単位でないところでも子どもの権利とかについて、もうちょっと意見を発言していきかけたので立候補しました。

森田委員長

やっぱり個人ですよ。私たちの議論は間違っていなかったんで、とてもほっとしました。ありがとうございます。

こんなふうにそれぞれが、要するに年代としては中学生、高校生というところを出てきてくれたり、大学生として出てきてくれたりしているんですけども、それぞれが個人として、この年代の世田谷区の中で活動してきている、あるいは生活してきている中で、いろいろ感じていることをぜひ語っていただきたいと思っております。

ほかに何かこの組織のところで御質問ありますか。どうですか。よろしいですか。

よさそうですね。では、先を急ぎましょうか。

どうもありがとうございました。そうすると、子どもの権利委員会の質疑については、これで終わりにして、続きまして議事に入りたいと思います。

組織をつくっていかねばならないということなので、全体の組織をつくっていくために決めなければならないことが幾つかあります。この運営委員会で決めないと先が決まってこないということがありますので、御協力いただきたいと思います。

続きまして、そこの中でとても大事な組織ですが、先ほどのあその中でいうと真ん中の上のほうにある課題共有会議と調査・検討部会の設置ということで、事務局より説明をお願いしたいと思います。

寺西課長

それでは、資料4を御覧ください。課題共有会議及び部会の設置についてというものになります。

まず1番の課題共有会議の開催です。先ほど御説明しましたとおり、各附属機関の課題を共有し、子どもの権利委員会の調査テーマ等を検討する際の参考とするために、以下のとおり開催をしていきたいと思っております。(1)開催方法です。子どもの権利委員会の開催日程の間に非公開で開催をいたします。年2回程度を想定しております。(2)構成員でございます。①子どもの権利委員会の学識経験者の委員の皆様にご出席いただきたいと思います。②各附属機関の代表者、記載のせたホッと、児童福祉審議会、子ども・若者・子育て会議の代表の方に来ていただいて、この課題共有会議を開催したいと考えております。

続いて、2番目の調査・検討部会の設置でございます。区の施策における子どもの権利の保障状況について、ヒアリング調査の実施等を行うために、子どもの権利委員会本会の下に調査・検討部会を設置するというものでございます。(1)開催方法です。子どもの権利委員会の開催日程の間に、こちらは非公開で開催をいたします。年5回から10回程度を想定しております。(2)構成員です。子どもの権利委員会委員長の指名する委員をもって組織するという事で考えております。

御説明は以上です。

森田委員長

かなり私たちは事前に準備会という形で、4名の専門委員で会議をしたということは先ほど来お話ししたのですが、最後のシートを映し出してくれませんか。この課題共有会議の右側のところにいろいろな組織があります。要するに、それは計画をつくったり、子どもの権利を具体化していくために様々な審議をしたり、あるいは検討している組織です。この組織は、具体的には一番上には教育委員会もあります。つまり、教

育とか福祉とか、あるいはまちづくりだとか様々な分野の議論をして、そして年代としても非常に幅広く、世田谷区の中でいうと議論をしている。特に世田谷区は御存じのように児童相談所を設けていますので、児童相談所を持っていますと、いわゆる保護が必要な子どもたち、非常に困難な状況にある子どもたちも、あるいは家庭も含めて対象にしていくことが求められてきます。そういうところには児童福祉審議会を設けなければならないんですね。ですから、こういった組織もありますし、それから、先ほど来お話しがありましたような子どもが個別に救済を求めていたり、そこでの問題を政策提言していくというような機能を持っているせたホッと、そして教育委員会という学校や地域の中での教育の部門を専門で抱えているところがどういうふうな状況にあるかということをお聴いた上で、こちらの組織のほうに持ち込んでくることになります。要するに、私たちは、今、子どもの権利委員会として何を一体議論しなければいけないかということを検討しなければいけないわけです。これは先ほど言ったように、第三者性が必要なので、行政がここをやってくださいということは、当然あり得るかもしれませんが、それだけでは済まないわけです。もっと主体的に考えなければいけないということがありますので、課題共有会議は、そこをつくり出すための情報収集の機会みたいに考えたらいいでしょうか。こういうところがあります。ここは、具体的には私たち専門委員が聴き取りをしてきますということです。その上で、様々な議論を少しできるように資料を調整した上で、具体的には子どもの権利委員会に持ち込むということをやっていくという形になります。

それから、もう一つは調査・検討部会です。これは、回数としてもかなり多いので、特に私たちも議論をかなりしました。今回、中学生、あるいは高校生の方々にも入っていただいで、今日もそうなんですが、いろいろな形で意見をいただくことをしたいと思っているのですが、これは参加や意見表明の本当に大事な部分だと思っています。ただ、私は子どもの権利の専門家としてとても思うところは、一定の保護もしなければならぬ。つまり、先ほど言いましたように、非常に厳しい状況にある子どもたちや家庭の状況に関する情報を、要するに生のデータをどうしても聴かざるを得ないということが発生したり、あるいは、そこに関する調査をしたりということだって発生する。そうすると、先ほど、この委員は守秘義務が発生するとありましたけれども、その守秘義務としても、これはまだ中学生、高校生にはきつい守秘義務だなと思うことはあるわけです。よく言うのですが、徐々に徐々にそれを普遍化するとい

うか、一般化してお話しするということはたくさんあるとしても、なかなかそれを生のデータとして出会うということは、ちょっとやっぱりまだ厳しいなということと、それからもう一つ、回数としても、調査をするというのはかなり回数が必要になってくるので、学校の生活と両立はなかなか難しくなっていくので、あまりのウエートをここの委員会にかけるということはまずいだろうと。だから、やっぱり募集のときに示した3回ないし4回ぐらいという時間で、何とか皆さんの役割を果たしていただきたいと思って、基本この部会に関しては、大学生以上の成人という形で取りあえずさせていただきたいと思います。

このこともかなり議論しましたがけれども、ここから始めてみましょうということになります。中学生、高校生の方々は、もう少しデータを様々な形で抽象度を上げたときに、いろいろな御意見をいただくという形で、この会の進行をしていきたいと思っています。

それから、区民委員の方々、大学生以上はあと3人いらっしゃいますけれども、この方たちも主体的にこういう調査に関わりたいと思うことについては、部会に参加するということを認めていくという形にしたいと思っています。必ずというわけではないということです。いろいろなところで、今回はこういうテーマになりましたみたいなこととか、あるいは、このテーマの中でこんなところをこんなふうに調査していきますみたいなことは、公開していいものについては、もちろん本委員会で公開していきますので、後でちょっとお話ししますが、例えば調査のところでいろいろな御意見をいただくとか、体験ということではいろいろなところを御紹介いただくというようなことは幾らでもあっていいと思います。こうした点については、大学生以上の成人の区民委員の方々に対しても、そんなふうに考えているということです。

そんなふうに考えているということで、この2つの会議の設置ということをお認めいただきたいというのが、まず最初の今日の議論です。いかがでしょうか。このあたりについて何か御質問ありますか。あるいは御意見で全然構いませんけれども、どうでしょうか。せっかくやろうとしていたのにそがれちゃったとかという気持ちがありますか。大丈夫ですか。

ありがとうございます。こんなふうに考えて今回はスタートすることですが、よろしいですか。

〔 異議なし 〕

森田委員長

では、この形でスタートさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

そしたら、次ですが、できるだけ短くやりたいと思っております。

調査・検討部会については、ここで指名しておいたほうがいいですか。後で希望を出してもらおうという形で、この4人は調査・検討部会も全部やらなければならないのですが、後ほどいいですか。

寺西課長

はい。

森田委員長

では、後ほど大学生を含めた区民委員についてはお願いいたします。

ということで、私のほうから少しお話をさせていただきたいと思っています。これまでいろいろな形での区民としての会議に参加していらっしゃる方なので、あまり私がお話する必要もないかもしれませんが、少しお話をさせていただきたいと思っています。これはみんなこれから議論していくときの課題をどういうふうに共有しておきたいかということの事項です。

これはロジャーハートという人の参画のはしごとと言われて、私たちはよく使うものなのですが、この参画のはしごについては見たことがありますよね。初めて？

委員

初めてです。

森田委員長

そう。

委員

初めてです。

森田委員長

そうなの。やっぱり見ていないんだ。載せておいてよかったですね。どうしようかなと思いながら載せたのですが、これはぜひ見ておいてください。世田谷区は一体どの段階にあるかというのはよく分かると思います。つまり、参画といっても、本当に飾り物の参画、例えば、今回中学生が入りましたよというだけだったら、本当にお飾りなわけです。この人たちが言ったことをきちんと政策まで持っていくということをしなければいけない。そして、具体的には子ども主導ということができていくといいので、世田谷区の今は6ぐらいかなと私たちはよく言うのですが、「大人主導で意思決定に子どもも参画」、どうでしょうね。参画しながらでも、それぞれがおっしゃった言葉はすごく重く受け止めますので、よろしく願いをしたいと思います。こんな段階という感じですね。

そして次のページで、これが先ほど来、課長からの話にもありました子どもの権利条約の一般原則です。私は本当に命の権利はすごく重要だと思っています。とにかく生き延びること、みんな元気に、とにかく大人になってねというのが私たちの願いなので、命を守られて成長できるということ、それを大前提に考えたいということです。子どもにとって一番いいことを考えたいので、私たちは子どもと一緒にこれを考えてい

くという意見の尊重をするということ、そして、絶対に差別はしないということ。いろいろな子どもたち、いろいろな若者たちが今のこの世田谷の中にいますので、さっき言った、なぜいろいろな組織が協力して課題共有会議なんかをするかといったら、いろいろなところに出てきている話が分からないですから、そういうふうな差別の禁止というのはすごく大事なことです。

この4つの一般原則に基づいてやりますが、次のページで、何を私たちは大事にするかということで、国連に子どもの権利委員会というのがありますが、国連の子どもの権利委員会が、たくさんの一般的意見の中にまとめ切れなかったこと、つまり、子どもの権利条約は皆さん知っているんだけれども、子どもの権利条約ができてから35年ぐらいたったんですよね。もうあなたたちが生まれる前からあるわけだから、もう昔なんです。そうすると、35年前当時はこんな暑い日本ではなかった。9月になるんだから、もっと涼しかった。涼しくなるから学校が始まる。そして、暑くなるから夏休みだったんだけれども、夏休みなる前から暑いわけじゃないですか。こんな社会に誰がしたの？というふうに子どもたちから非難されても私たちはしょうがないです。35年前はそんなことはなかった。だから、そういうようなことを含めて、35年間にいろいろなことが変わってきたわけです。

そうすると、とっても大事なことは、私は意見を聴かれる子どもの権利をもっともっと大事にしなければいけないと思っています。2009年に国連子どもの権利委員会から「9つの要件」が出されている。これを全部話していると時間がなくなるので、あとでぜひ見ていただきたいのですが、この「子ども参加のための9つの要件」はすごく大事なことで、子どもにとってやさしいとか、訓練による支援があるとか、安全であり、かつリスクに配慮しているとか書かれています。私たちは子どもの権利ということで意見を聴かなければいけないということは思うんだけれども、めちゃくちゃに意見を聴けばいいというわけでもないわけです。やっぱりそこには一定のルールと私たちの配慮が大事で、そういうこともここに書かれています。私たちはこういうことをきちっと守りながらやります。

昨年度大学生として、条例を改正するときにずっとサポートに入ってくれていた。ここはまずいよとか、ここはもっともっと子どもたちにいろいろ聴いたほうがいいのかとか、そんなことをいろいろ大学生として、安全や安心を担保しながら言ってくれたと思います。

そして、主権者として子どもたちが意思決定をしていく。私はよく言

うのですが、意見を聴いてもらうことは子どもにとって死活問題です。ここは譲ることは絶対にできないということで、とても大事にしているところです。本当に、あ、長かったなと思う世田谷区での子どもの権利の歴史を私がざっとまとめてみました。次のシートを出してください。

次のシートに2枚に分かれてしまうぐらいどうしても出てきてしまいました。先ほど区のほうからお話しがあったけれども、子ども条例が施行されたのが2002年です。今から23年前。できたのは具体的にはもう25年、四半世紀も前の話なわけです。子ども部が創設されたのはすごく大事なんです。つまり、行政の担当部ができるというのはとても大事で、これまでは子ども部なんてなかった。だから、今日も部長が来ているでしょう。これは大事なんです。部長ってすごく大きな権限を持っている人なんです。だから、責任を持って頑張ってほしいという人なんです。いい人ですよ、とても。子ども部という行政部署ができたというのも、これは後で見ると分かるのですが、日本の政府の中にこども家庭庁ができましたね。あれができたことによって、こども家庭庁が、こども家庭庁がとしょっちゅうテレビに出てくるでしょう。あれは、行政部署ができるのは大事なことです。よくこども基本法というんですけども、こども基本法は、大本はこども家庭庁ができたという法律を基にこども基本法もできていく。すごく大事なものです。だから、世田谷区の中でも子ども部ができたというのは大きいことです。その後、子ども部が子ども・若者部になっていくのですが、ここはとても大事なところです。そして、具体的には2009年に、さっき差別の禁止とあったけれども、障害の子たちの「げんき」が開設して、やっとそこで少し世田谷区の中で発達障害を持っている子どもたちを中心にした施策ができていくということがあります。

それから、2013年に子ども条例が一部改正されるのですが、そこでやっと「せたホッと」ができる。今は条例ができたときに、そのまま条例の中にこういった権利擁護の仕組みを持っている自治体は多いのですが、世田谷区は2002年の条例にはそんなのは書かれていなかったんです。だから、その後随分こういうふうな条例改正をやっていきます。これも、実は子ども・青少年協議会から具体的には発議して、私はこのときに子ども・青少年協議会の委員だったんですけども、このときにやったんです。実はこのときにNPOのせたがやっこ参画推進パートナーズから委員に就任してもらっているんです。今から12年ぐらい前。これが若者委員の最初になります。具体的には小中学生のアンケートもこれでスタートする。いろいろな形で、子どもたちがやっここで参画

できるようになっていきました。

この後の基本計画ですけれども、これは10年前の計画です。このときは私も委員だったのですが、ものすごい回数で書き直しをしました。私は忘れられないのですが、何度も何度も書き直しをして、このときに「子どもが輝く参加と協働のまちせたがや」というキャッチフレーズができました。2014年の段階で「子どもが輝く」という言葉を入れるのは結構議論があったんですよ。なぜかという、この時代は、まだ高齢者の施策を第一に手がけなければいけないという人たちが多かったので、ここを「子どもが輝く」というキーワードで出すことについては、本当に議論をしました。でも、やっぱりこれができたことによって、政策としてはすごく大きく動いたと私は思っています。つまり、一番の基本構想の中でこういう方針が決まるわけなので、その中で具体的にはいろいろな団体、いろいろな組織の中で子どもや若者たちが参加していくようになっていくわけです。そのときに子ども・若者部という形に部の名前も変わって、その前は青少年問題協議会だったのですが、青少年の問題を協議する場所っておかしいでしょうということになって、子ども・青少年協議会というふうになんか名前も変更になった。ちょうど今1人、別に協定の学生ではないけれども、このときに高石さんがいらっしゃる日大から、それからあと昭和女子大と、この2つの学校が協定校になって2人の委員が出てくるようになる。さっきのせたがやっこのところと、これで委員が3人になったでしょう。

そして、その後、具体的には青少年交流センター開設だとか、2015年に子ども・子育て応援都市宣言を出しているんです。ここで、要するに子どもの権利ということをも明示化する。これも、実は子ども条例の中に子どもの権利という言葉がなかったんです。だから、計画をつくっていくときに、どうしても子どもの権利の視点ということをも明示化しないと、結局いろいろなところで計画がぶれますでしょう。みんなで一緒に子どもの権利を具体化しようというふうにならないじゃないですか。そういうことで、この応援都市宣言を出そうという話になって、これを出してくれる。その後、「ねつせた！」がスタートする。これは若者たちのオンライン上の居場所であるし、そして若者たちがつくる若者たちの情報をここで始めるんですね。「情熱せたがや、始めました。」これは10年も前ですから、その頃に私が忘れられないのが、「ねつせた！」のメンバーが取材に行くんですね。ちょうど私が勤務していた大学でたくさんの在学生が水泳の優勝とか金メダルを取ったときで、パブリックビューイングという形で学生たちやみんなで応援をするんです。そこに「ねつ

せた！」のメンバーが行って取材するとかやったりして、楽しかったですよ。「ねつせた！」の情報がすごく輝いた時期でした。

そんなことを話していると先に行かないので先に行きます。「情熱せたがや、始めました。」というのはすごく大事です。こうやって若者たちが情報の発信をするということを、ようやくここで認められたわけです。

そのときに、もう一つ私はすごく印象に残っていることがあるんです。このときに議員の委員が青少協にいますが、その人たちに、「私たちは交通費ももらえないから、例えばおいしい飲み物があるといっても飲むためのお金もないから困るんです」と言ったときに、「そんな何も出さないで取材記事を書かせているのか」というのでお金を出してくれるようになったんです。もう本当にいろいろな情報を出しながら、大人たちの協力を得てやりました。オルパという世田谷の中で初めて大学生たちが始めた地域交流事業が、本当にみんなに受け入れられて、これは千歳烏山の駅の信用金庫の建物がしばらくの間使われないということで、そこを中学生、高校生たちの場所として提供してもらって、大学生たちが運営したんです。私も家のすぐ近くだったので毎日のように行っていましたけれども、楽しかったですよ。1年間だけでしたけれどもね。そういうような挑戦的な活動があって、子どもへの信頼、若者への信頼が徐々に強くなって、そしてこの委員会の委員の人たちが大きな力になって、こういう2018年、そして20年という活動をずっとつくり上げていくわけです。

3つ青少年交流センターもできたり、具体的には小学生・中学生アンケート、若者調査に大学生たちが委員としていろいろな形で協力してくれて、なおかつ条例もここでサポートするみたいなことで、大学生、高校生、中学生、小学生がいろいろな形で交ざり合っていく、少しずつ交ざり合って子どもたちの信頼を強めていくという、こんな時期がこの世田谷の中に生まれてきたかなという気がします。

その1つとして、この条例の改正があったし、計画の策定があったし、今私たちがやっているような評価・検証というものに、これも幾つからの人たちにどういう形で関わってもらいかものすごく議論したのですが、ここで有償で委員を正規にやってもらうには、自治体のルールとして13歳以上でなければ駄目だというルールがあって、13歳以上ということになったわけですがけれども、こういうこともやってみないと分からない。だから、本当に世田谷区で初めての子どもの正規の委員としての登壇、参画なんです。だから、このルールの中に次には書かれるんですね。

とても大事なところまで来られたなという気がします。

これは世田谷区の今度の概要版に載っている図なんですけれども、参画はここまで来たよというのは20ページです。これのほうがかきれいですけれども、こんなふうに若者の参加・参画が全体像として出来上がってきました。いろいろな参画が世田谷区の中で起きるようになったのですが、されどそんな昔じゃないですよ。今見てくると15年ぐらいじゃないですか。本当にみんな必死になって頑張ってきたなという感じはしています。やっとここまで来た。だから、参画のはしごというのを一番最初に書いたように、6の段階でとどまらないで何とか8まで持っていきたい。これが私の切なる願いになります。

次のこれは私がつくってみたのですが、青少協は若者委員が5人、去年まででした。5人がいろいろな活動してくれた。言ったように「調査や意見箱などで参加」するという方法もあったでしょう。それから「公的な委員会などへの参加」もいっぱいあった。具体的には、児童館、あるいは青少年交流センターもいろいろな委員会をやっています。そういうところもあるし、それからもちろんユースカウンスルもいろいろな意見を出してくる。そういうところの意見もたくさんあるわけです。こういうふうなところがたくさんあるのを私たちは意識しながら評価・検証をしていかなければならない。つまり、なぜならば、私たちは子ども主体でなければいけないから。だけど、ここにありますがけれども、いろいろな協力を私たちはしないと、15年と言ったけれども、近藤さんは生まれてからずっとだよ。私たちにとってはたかが15年だけれども、されど15年ですよ。15年しかまだ生きていない人たちにとってみると、ものすごく大変なハードルを世田谷区は置いている可能性もあるわけなので、いろいろな調査とかいろいろな施策、あるいは様々な子どもたちのところで出てきている問題を子ども目線でいっぱい意見を言ってもらわないと、私たちでは分からないことがいっぱいある。そういうことをいろいろな形で皆さんの意見を聴きたいなと思っているので、先ほど言ったように、いろいろなところから意見は出てくるんだけど、これらを少し見て、感想を含めてみんなで議論していくということをぜひ丁寧にやっていきたいと思っています。

ここからは、具体的には子どもの権利条例の改正とかでどんなことをやってきたかということも少し共有しておきたいので、これを使いました。先ほど来お話しがあったように、若者たちが調査に入ったり、具体的には意見を聴いたりしながら、この条例は改正していきました。今年から委員会も変わって、子ども・若者・子育ての委員会という形で一本

化された。とても大事なところは、「子どもの権利が当たり前に保障されるまちを文化として築く」。つまり、誰もが世田谷区といったら子どもの権利が当たり前の町にしなければならない。では、子どもの権利とはどういうことかという、それをさっきみんなで見たように、子どもの思いを前文に書いたということです。30人ぐらいの子どもたちが言ってくれたんだけど、しかし、それはひょっとしたらもう3年前の子どもたちの議論ですので、今年はまた違う。こんな暑い世田谷なので、この暑さをどうしてくれるかみたいなことがもっと入ってきてもいいのかなと思ったりします。暑過ぎて外に出られないわけでしょう。こんなのやっぱり何とかしなければいけないですね。それで、具体的には先ほどお話しがあったように、この条例の中で第三者機関を新たに設置して、常にこのことをみんなで議論していくようにしようというふうにしたということです。

これが、具体的にはこんなふうに議論をしていたときです、多分ユースカウンスルも、世田谷生徒会サミットもこんなふうにみんなやっているんですよ。同じようだと思います。

みんないますよね。こんなふうにみんなでやりましたね。

具体的には子ども・若者施策の方向性はこんなふうになっています。でも、これは今理解しなくていいです。こういうふうな形でいくので、ものすごくたくさんのことがあるわけです。この中から何を優先するのとか、あるいは子どもの権利の中でいうと、どういうことをまずは議論しなければいけないだろう。そこがすごく大事ななと思っているわけです。個別のことでいうと、さっきの教育委員会が議論をするとか、せたホッとで議論をするとか、あるいは児童福祉審議会が議論するとかありますよね。それから、もちろん子ども・子育て会議のところで議論するということもあるわけで、議論していることでいろいろ指標なんかもできてきて、あの指標も子ども・子育て会議の中で大分議論されたんですよ。

せっかく出てきている指標ですから、一体どこまで実現できたかということも、いろいろな会議体でできていることを私たちは知らなければ駄目。知って、そこを議論していくということになりますので、本当にいろいろなものがあるということを、まずは知っていてほしいなと思います。

次のページのところに私は一般原則と世田谷区の基本の4つの原則を重ねてみました。こんなふうに世田谷区の4つの原則の中でいうと、子どもの権利と最善の利益の保障と、2番目のところに子ども・若者の

意見表明と参加・参画です。そして3番目のところは多様な関わり。家族でもあるし、学校でもあるし、地域でもあるし、いろいろな関わりの中で切れ目なく支えるということと、4番目に地域社会と一緒に文化としてつくり上げていく。基本的には計画の中で4つの原則がうたわれているので、これがほぼ貫かれているいろいろな事業が出来上がっているということになります。

次のページが、この計画の中にも書かれている青少協で若者たちと一緒に考えた課題整理です。これが一昨年ぐらいに若者たちと一緒に考えていた内容になります。若者の交流と活動の場所とか地域での若者の参加・参画とか、このあたりのところがすごく大きな課題になっていたということです。こんな話題が課題整理として出ていましたということだけ共有しておいてください。

そして、15ページ、次のところに世田谷区の今度の計画の中での政策の柱ということで、6つの政策が出てきました。先ほどの4つの基本の考え方との連動ですが、新しくこの3つのことが、この政策の柱の中にきちんと盛り込まれたということになります。今年からこれが始まっているわけですので、まだ本当にユースカウンスルも2回目だと言っていましたよね。そういう意味で、まだ始まったばかりなので、私たちはこの2年間に何をテーマにするかというのは結構重要なところだと思います。このあたりが、まず私たちが議論しなければいけない一番大きな課題かなと思っていますが、そのときにいろいろな資料がいっぱいあるのですが、この計画の中で、例えば青少協の若者たちは何を考えたか、あるいは子ども・若者総合計画の中ではどういうふうな議論がされて政策の柱が出てきたかということについては、ぜひ皆さん見ておくてくださいということで、私の話を終わりたいと思います。どうも長くなってしまって申し訳ありません。

これについては、最後のほうは計画の柱ですので、またその機会があったらぜひ皆さんと一緒に、これまた勉強してみたいと思っています。基本的には最初にお話しをした子どもの権利委員会の基本的な考え方だとか、子どもの権利条約の基本的な考え方を踏まえて計画もつくられているし、今回の子どもの権利委員会も動き始めているということをお分かりいただけたのではないかと思います。

ということで、私のほうからお話を一気にしてしまいましたけれども、せっかくですので、皆さんと少し意見交換をしたいと思っていますが、どうでしょうか。今の話を聞いて、この4月からずっと専門委員の方々は、もう無理やり3時間も毎回議論してきましたので、今日やっと

ここまで来られたというのが多分思いだと思いますので、皆さんに一言ずつ話してもらいながら、区民委員の方々とか、あるいは若者委員の方々にお話しいただきたいと思いますが、いかがですか。

委員

子どもの権利といったときに、個人的には2つ大きな分け方があるのかなと思っています。1つは、ポジとネガみたいな感じなんですけれども、今、現に守られていない、例えば何か侵害を受けている子どもたちの実態を把握して救うという救済的な面は、ちょっとネガ的なところがあると思いますけれども、そういう話と、それからユースカウンスルじゃないですけれども、どちらかというと新しく権利を自分たちで主体的につくっていくという参加のほうのポジのほうの話と両方あると思っています。両方とも大切なんですけれども、個人的にはその中でもポジのほうの、どうやったら参加をしていけるのかといったところに非常に強い関心を抱いています。例えば今日来てくださっている2人の高校生、中学生の方も、そうした背後にはたくさんの中高の子がいると思うのですけれども、そういった子たちの本当の生の声を聴いたり、あるいは吸い上げるようなシステムができないと、本当の意味で権利の公定はできないと思います。そういったところの提言が何かできないか。どうしても実効性がある、幅が広く学生の子たちとか、例えば私学の子は聴けないけれども、公立の子は聴いているからいいんだという感じで終わらないような、なるべく幅広く吸い上げること。それと、最終的には小さい頃からそういう訓練を受けることで、将来我々が目指す権利が守られた社会をつくれるように持っていくには、やっぱり訓練が要る。そういった訓練を誰か特定の層だけがそういうのをするというのではないようなことができるといいなと思っています。そこに実際の学生の方も来ているので、ぜひ生の、そんなことを言っても理想論でできんわというところもきつといっぱいあると思うので、そこら辺を特に関心を持って議論したいと思っています。

委員

お話ありがとうございました。私は本当に今日が全く初めてで、こういう流れで世田谷区の施策ができてきたんだなということも知れて、頭が今いっぱい整理してかみ砕いているところなんですけれども、私も自分の子どもが今中学1年生で、長男が13歳で2012年に生まれたので、この歴史というか、千歳烏山の駅前にあったのを、ここ何だろうかと赤ちゃんを抱きながら自転車に通っていた覚えがあって、そういうところだったんだというお話を今聞けて、入ってみたかったなと今思いながら聞いていました。

私は子育てを今実際にやっているという母親の目線と、あとは子育て

支援のNPOにいるという視点で、ここの表の「乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの思いを受け止めることも含む」と書いてあることにすごく安心したというか、うれしく思いました。子どもというときに、自分の意見が伝えられる子どもだけではなくて、その裏側には自分の意見をうまく言語化できないお子さんもいるし、障害を持ったお子さんともたくさん接してきたので、そういうお子さんもたくさんいるということを忘れずに権利というものを考えていけたらいいなと思っています。そこには代弁するものというか、乳幼児などの意思表示の手段が限定される子どもの思いを受け止める母親であったり、家族であったりの支援も含まれるのかなと思ったので、そういうところで自分のこれまでの経験から意見が伝えられたらいいのかなと思って聞いておりました。

家庭での対話とか地域での対話というところが、対話が難しい今の子どもたちにとって、自分の意見を言っているんだという環境にある子どもたちがどれだけいるんだろうとか、そういう姿勢を大人自身が見せているかな、家庭の中で対話をしているかな。子どもは大人の姿、背中を見て、自分も意見を言っているんだとか、言っちゃいけないかなとか、そういうふうは無意識に学んでいるのではないかと感じることもあるので、そういう姿勢を大人が地域の中で見せていくことができたらいいなと思って聞いておりました。以上です。

委員

ありがとうございます。まず、国連が定めている子どもの権利条約が1989年に採択されて、その中で子どもの意見を尊重するというのは当たり前だと思っていたんですね。日本に生まれて育った若者として、民主主義国家なので意見を表明して、そして自分の命が当たり前で守られて、意見が尊重されて、利益がしっかり守られて差別も禁止されるということは当たり前だと思っていたんだけど、2年間委員を務めさせていただいて、いろいろな児童館に行ったりヒアリング調査をして子どもの意見を生で聴いたときに、やっぱりいじめを受けて自殺をしてしまった子どもがいるとか、親御さんに虐待されても何も言えなかった、でも、弱い者の意見は聴かれなくてずっと我慢してきたと聴いたこともありました。そういうことを聴いて、結局若者の立場として、人権というものがすごく軽視されているなというのを身をもって感じたところがあって、その中で2年間ですけれども、真剣に若者委員の活動をさせていただいて、今年区議会で採択されたということは、本当に日本の子どもたちにとってすごく重要な権利が守られたと思っています。今回、子どもの権利を守るというのは当たり前だと思うんですけど、

声をしっかりと聴いて、それを政策に反映していくというとても重要なことをしっかりと若者委員として務めていきたいと思って、この2年間でしっかりと調査をして、力になれることをしっかりとやって、また採択がちゃんとできるように尽力していきたいと真剣に思いました。

あとは、この世田谷区の方々の活動もすごくあって、今私たちが発言できる立場の機会をいただけているというのはすごく感謝していて、大学生と今回、中学生と高校生が入ってくれているので、しっかり支え合って2年間頑張りたいと思っています。ありがとうございます。

委員

私は、今回初めて子どもの権利系について関わったのですが、物心ついてから、小学生、中学生のときにもうこういう活動を開始していたみたいなんですけれども、私が去年ぐらいからそういう活動について目を向けるようになったので、こういう活動を今までやってきていたということを知らなくて、今回の年表とかを見て、2000年ぐらいから開始されているんだなということについて重く受け止めています。こういうことに目を向けるようになったのが、まだ最近なので、当たり前にかういう子どもの権利とかを主張できるような環境になっていたと思うので、そういうところはありがたく思わなければなというのを今回感じました。なので、意見を積極的に出せるように頑張りたいと思います。

委員

貴重なお話をありがとうございました。私は高校2年間でオーストラリアと日本のスクールカウンセラーの在り方の違いをテーマに研究をしていたのですが、実際にオーストラリアの現地校を訪問してカウンセラーにインタビューとかをさせていただいた中で、日本より進んでいるなと感ずることがあったのですが、でも、それって優劣つけられることではないなという気づきを得ました。私は、世田谷区内でこんな活動がたくさん行われてきたというのを全然知らなくて、今すごく衝撃を受けているのですが、これからは、私がこれから先、今までの活動を生かしていきたいな、自分も貢献できたらいいなと思います。ありがとうございます。

森田委員長

今、区民委員の方とか子どもの委員の方々に発言いただいたのですが、これから、具体的にはこの子どもの権利委員会のいろいろな課題が実はあって、4月からずっと議論をしてきたのですが、この中でここからもっと考えていかなければいけないということとか、あるいは、これはぜひ伸ばしたいなと思っていることとか、ぜひそんなことを含めて、専門委員のあと三方から御発言いただきたいと思います。

委員

そうは言っても、私も情報量が追いついてなくて若干オーバーフローぎみというところがあって、何を言ったらいいのかなというのはあ

るんですけれども、当然私も子ども時代があって、こんなに暑くなかったという話もありましたけれども、でも、今の子どもと我々が子どもの頃感じているものは多分違うと思うので、確かにどうやって子どもの声を聴いていくのかというのはあると思うんですけれども、そこを大切にしながら進められるといいのかなと思っています。以上です。

委員

今皆さんの話を伺っていてすごく頼もしく、本当に一緒にいろいろ勉強させていただけるといいな、たくさん学ばせていただきたいなと思いました。

私も、なかなか本当にみんなの声を聴くというのはとても難しいし、声がなかなか出せないというか、そもそも声を出すことをあまり分かっていなかったり、そういう力がないということもあるような気がしていて、どうやったらそういう人たち、そういう子たちの権利を守れるのかなということをよく考えるんですけれども、その子たちの一番近くにいるのは子どもなんだと思うんですよね。なので、多くの子どもが力をつけていくことによって、なかなか届きにくい子どもも、もしかしたらそういう子どもたちに守られたり、引っ張ってもらったり、声を出せるように支えてもらえたりするのかなと思っています。そういう意味でも、今回の子ども・若者委員として参加してくださった方の声とか御意見とかは本当に貴重だと思いますし、皆さんと一緒に力を合わせてやっていけたらいいなと思います。よろしくお願いします。

佐藤副委員長

今日は長時間にわたりありがとうございました。改めて世田谷区民の層がすごく厚いんだなというのを実感しました。もう既に成人のお二人はもちろんですが、これから社会に巣立っていく学生の立場の人たちを見ていると、この人たちが大人になって社会を支えるというのを、もう少し長生きをしてぜひ見たいというふうに、本当に頼もしいなと思いながら見ていました。その時々テーマでいろいろとネガティブなことを言ったりとか、もっと言いたいとか、いろいろなことが出てくると思うのですが、ぜひ言ってほしいと思います。皆さんが安心して言えるような雰囲気をつくるのは私たちの仕事だと思うので、その辺で尽力をしていきたいと思っています。

4月からずっと5回3時間で、事務局と、それから4人で話をしていった中でも思ったのですが、改めて今日も、この委員会は何を評価し検証していくのかについては、あらかじめがちっと決まっているのではなく、そのことも含めて考えたり議論していくということが、この委員会に求められているものなんだなというのを改めて実感しました。みんなが参加していくことがすごく大事になると思うので、年齢とかいろ

いろなことを関係なく、それぞれが自由に意見を言えればいいと思っています。こういった雰囲気自体も、私は4年間子ども・子育て会議に参加をさせてもらったのですが、世田谷区のこの子ども関係の部署がつくってこられた文化なんだろうな、それがこの委員会にも生きているなと感じています。

最後に、学生さん、それから生徒さんたちというところと言うと、意見を述べるときに、御自身、個人が話すということはもちろん大前提ですが、でも、皆さんは娘だったり、学生であったり、お姉さんであったり、いろいろな立場を抱えていると思います。なので、その時々で、今日はいろいろな人たちの代表として自分が話したいということがあれば、それは自由にどうぞお話しください。以上です。

森田委員長

第1回、本当は7時半に終わらなければいけなかったのですが、大分延びてしまっていて、ごめんなさいね。本当に延びてしまって申し訳ないと思っていますが、一応これで第1回の会議は終了したいと思っております。私の役割はここまでということで、いいですね。

委員会自体としては私が委員長なんですが、事務局のほうにこうやって事務的なところはサポートしてもらいながら、でも、内容としては独自の動きをするという非常に難しい立ち位置です。でも、そこをとてもよくわきまえてサポートをしてくれる事務局ですので、分からないことは何でも事務局に聞いてくださいということで、今日の第1回を終わりたいと思っております。あとは事務局にお返しします。

寺西課長

森田委員長、ありがとうございます。皆様、本日は貴重な御意見をたくさんいただきましてありがとうございます。

事務局より最後に2点、事務連絡をさせていただきます。

まず、本会議の議事録（会議録）につきましては、整い次第皆様にメールでお送りをさせていただきます。お送りします議事録について、御自身の御発言の部分を御確認いただきまして、修正がございましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。その後、区のホームページで本日の資料と一緒に公開をさせていただきます。

2点目の事務連絡でございます。次回の子どもの権利委員会の日程についてです。次第の一番下に記載しておりますとおり、第2回の会議を12月9日火曜日の18時から、本日と同じ会場、こちらの北沢タウンホールスカイサロンにて開催をしたいと考えております。時期が近づきましたら、改めて御案内いたします。

それでは、以上をもちまして第1回世田谷区子どもの権利委員会を開会いたします。どうも皆さんありがとうございました。